

第5編 行政運営計画

基本目標 住民の満足度の高い
魅力的なまちづくりを行う

基本目標 1 住民の満足度の高い魅力的なまちづくりを行う

運営目標 1 住民との協働による信頼と連携の地域経営を確立する

施策目標 1 住民との信頼関係を強化する

現況と課題

地方分権が進展する中、住民自治を基本として、住民と行政とが協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

協働のまちづくりを進めていくためには、住民と行政との信頼関係を構築することが大切です。

本町では、情報公開及び個人情報保護制度に係る各規定を策定し、行政の法令遵守、個人情報保護を基本として、多様な媒体を活用した情報公開を行い、情報の共有に努めています。

また、住民ニーズを的確に把握するため、平成15（2003）年度、熊野町における広報広聴実施要領において住民の声を聴く場として設けた「意見箱」の運用を開始して、平成26（2014）年度に見直し、町政に関する意見と、町行政の事務に対する要望・相談・苦情に関する窓口を明確に分けることで、より細やかな住民の声を受け付けやすい体制を整えています。

今後とも、こうした機会を通じて、住民意見を的確に把握し、きめ細かく対応していくとともに、住民からの意見・苦情・対応などの全庁的な情報共有など、住民の声を行政サービスの向上につなげていくための仕組みをより充実していくことが必要です。

施策の方針

- 1 個人情報の保護を原則として、多様な媒体によるわかりやすい情報の公開・発信を進め、説明責任の徹底を図ります。
- 2 住民懇談会の開催など多様な手段、機会により住民意見の把握に努め、これらを職員で共有し、施策やサービス向上の反映につなげます。
- 3 情報発信や広報広聴を行う場合、住民の自治意識の高揚を図るという観点から、能動的な働きかけに取り組みます。

具体的施策

1 行政情報をわかりやすく公開・発信する

(1) 情報発信の充実

○情報公開制度の適切な運営や説明責任に基づいた積極的な行政情報の提供に努めます。

運営目標 1 住民との協働による信頼と連携の地域経営を確立する

- 広報、ホームページなど、多様な手段を活用した情報提供の充実を図ります。
- 障害者に配慮した情報の提供など、住民にわかりやすい情報の提供に努めます。
- 出前講座を開催し、対話を伴う情報の提供に努めます。

(2) 個人情報の保護

- 個人情報保護制度の規定に基づいて、個人情報の適切な管理に努めるとともに、情報システムのセキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩に万全を期します。

2 住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する

(1) 広聴の充実

- インターネット・郵便・FAXなどによる意見・提案の募集、住民意識調査の実施、住民懇談会など多様な手段を用いた住民意識の把握に努めます。

(2) 住民意見の的確な対応

- 住民の意見・要望について、庁舎内での情報の共有に努めるとともに、迅速な対応を図ります。

まちづくり指標

指 標	前期基本計画 策定時現況値	現況値	前期基本計画 策定時目標値	目標値
	平成 22(2010) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
町ホームページへのアクセス数	795,000件	987,648件	800,000件	1,420,000件



地域懇談会

施策目標 2 住民との協働のまちづくりを進める

現況と課題

住民との協働のまちづくりを進めていくため、本町では、平成20（2008）年度に地域づくりリーダー育成研修への参加支援を行い、平成21（2009）年度からは、「熊野町まちづくり協働推進事業」を開始しました。

本事業は、公益活動団体等が自主的に取り組む公益的で非営利な活動に対し、その事業に要する経費の全部又は一部を助成するもので、「協働のまちづくり部門」と「提案事業支援部門」があります。

平成21（2009）年度、定住交流推進懇談会が実施した「筆の街散策」イベントは、多くの住民の参加と行政の支援によって成功裏に実施されるなど、本町での住民と行政との協働のまちづくりが進められています。

こうした活動を契機として、今後、協働のまちづくりを推進していくためには、恒常的な仕組みづくりや活動拠点づくり、職員の参加など地域協働を推進するための環境整備を進めていくことが必要です。

また、審議会や委員会への住民の参加の拡充、パブリックコメント^{※1}の実施など、まちづくり計画へ住民がより参画できるよう、その仕組みや運営を見直していくことが必要です。

さらに、実践的な協働のまちづくりを進めていくために、今後、団体・大学等と連携し、専門的知識・技術の導入を進めることによって、住民のまちづくり活動の充実を支援していくことを検討していくことも必要です。

平成27（2015）年6月には公職選挙法の一部が改正され、選挙権が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、政治や社会参加についての関心を高める取組みの一層の強化充実が求められます。

施策の方針

- 1 協働のまちづくりの推進体制の確立、地域協働事業や活動団体の支援などを通じて、地域協働の仕組みを確立し、住民の主体的なまちづくり活動を促進します。
- 2 政策形成過程や事業実施にあたって、住民が参画する機会の拡充を図り、住民と行政との適正な役割分担によるまちづくりを推進します。

※1 パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等が意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続き。

具体的施策

1 地域協働の仕組みをつくる

(1) 地域協働の推進

- 14地域から構成される住民自治組織を基本単位として、地域協働を推進します。
- 14地域を単位とする住民自らが検討する地域のまちづくり計画の策定を検討するとともに、必要に応じてその取り組みを支援します。
- 熊野町まちづくり協働推進事業を継続し、住民の積極的な取り組みを促進するとともに、必要な支援を行います。

(2) 地域協働の支援

- 地域協働を促進していくため、地域リーダーやコーディネーター※¹の育成に努めます。
- ワークショップ※²など地域協働の機会の拡充を図ります。
- 行政・各種団体・企業などの連携を強化し、人材情報のネットワークの形成など地域協働支援体制の確立を図ります。
- NPO法人の設立や運営を支援します。

2 まちづくりへの参画機会を拡充する

(1) 政策形成過程への住民参画の推進

- 審議会、懇話会等における委員一般公募、女性委員の登用など、政策の企画段階から住民が参画できる機会の拡充を図ります。
- パブリックコメント制度を導入し、計画への住民意見の反映に努めます。
- 政治への関心とまちづくりの参画意識を高めるための取組みを推進します。特に、若年層の投票率が著しく低い傾向や法改正により選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられたことを踏まえ、公民教育の充実や若年層の投票率向上を意識した選挙啓発に努めます。

(2) 住民参画による事業の推進

- 公園、歩道等の身近な施設の整備、生活交通計画などについては、ワークショップなど、住民が主体的に事業実現に係わることのできる手法の導入を検討します。
- 文化・スポーツ・レクリエーション事業、イベントなどにおける住民の積極的な参画を促進します。

※1 地域リーダーやコーディネーター：地域で行われる様々な活動について、住民の先頭に立って主導したり、調整する人。

※2 ワークショップ：様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

まちづくり指標

指 標	前期基本計画 策定時現況値	現況値	前期基本計画 策定時目標値	目標値
	平成 22(2010) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
まちづくり活動団体数	10 団体	12 団体	14 団体	18 団体

運営目標 2 持続的なまちづくりを支える行政運営を確立する

施策目標 1 自主性・自立性の高い財政運営を行う

現況と課題

本町の平成26（2014）年度の決算において、歳入は約79億円、歳出は約77億円で黒字でした。

歳入に占める自主財源^{※1}の比率は43.9%で、広島県内町平均34.0%（平成25（2013）年度）に比べると高くなっています。

また、歳出に占める義務的経費^{※2}比率は42.8%で、広島県内町平均40.6%（平成25（2013）年度）に比べるとやや高くなっています。

目的別歳出は、民生費の38.9%、総務費の15.7%、土木費の10.3%、教育費の10.3%が上位を占め、広島県内町平均と比べると、民生費の割合が高くなっています。

財政力指数^{※3}は0.53で、広島県内町平均0.47に比べると高く、また、経常収支比率^{※4}は96.6%で、広島県内町平均86.9%に比べ高くなっており、財政構造は硬直化している状況にあるといえます。

地方債現在高は、26（2014）年度末約64億円、町民1人当たりでは約26万円で、広島県内町平均約60万円（平成25（2013）年度）の約4割の水準と少なく、積立基金は約28億円、町民1人当たりでは約11万円で、広島県内町平均約22万円（平成25（2013）年度）の約5割の水準と少なくなっています。

このように、本町の財政は相対的には健全であるといえますが、国の財政の危機に伴い、地方交付税の減少や、団塊世代の退職などに伴う町税収入の減少などが予想されます。

今後は、徹底したムダの排除による歳出削減や選択と集中による効率的な財政運営、新たな歳入の確保などを検討し、より一層財政の健全化に努めていくことが必要です。

※1 自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入が該当する。

※2 義務的経費：国や地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費・扶助費・公債費から成る。

※3 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体といえる。

※4 経常収支比率：市町村税や普通交付税など自由に使える一般財源のうち、人件費や福祉にかかる扶助費、借金返済に充てる公債費など義務的性格の経費が占める割合。自治体が独自のインフラ整備などに自由に投資する余裕がどれだけあるかを示し、目安として70～80%が「適正」、90%以上は「硬直化している」とされる。

施策の方針

- 1 収納対策の強化を図るとともに、人口の流入、企業誘致などの地域の活性化を促進し、課税客体の拡充を図るなど、歳入の確保に努めます。
- 2 経常的経費の見直しによる歳出の削減、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、必要なサービスを提供するよう、財政の健全運営に努めます。

具体的施策

1 歳入を安定的・持続的に確保する

(1) 収納対策の強化

- 自主財源の安定的確保を図るため、財産調査の徹底、滞納処分の実施等収納対策を強化します。
- コンビニ収納を継続するとともに新たな収納方法について検討します。
- 口座振替を推進する施策を検討します。

(2) 課税客体の拡充

- 企業の誘致、起業の促進など新たな課税客体の拡充に向けて地域経済振興対策の強化を図ります。
- 町内の課税客体を適正に把握する施策を検討します。
- 固定資産税の賦課に関しては、新たな調査方法を検討し、課税客体把握もれをなくすように努めます。

(3) 未利用地等の売却

- 町が保有する用地のうち、将来にわたって不要と考えられる土地・施設などを売却します。
- 普通財産を積極的に処分するなど、公共施設の維持保全の財源を確保します。

2 財政を健全に運営する

(1) 財政健全化に向けた取り組み

- 財政構造の弾力化に努め政策的経費に振り向ける一般財源の確保に努めます。また、全額地方交付税措置のある臨時財政対策債などを除く実質的な起債残高の抑制を図ります。
- 各事業のスクラップアンドビルドを徹底します。

(2) 財政管理の効率化

- 財務会計・起債管理システム等を活用し、効率的な財政管理を図ります。

- 新公会計システムを導入し、財政マネジメントを強化します。
- 入札の在り方（制限付き一般競争入札等）を検討します。

(3) 歳出の削減

- 補助金等事務事業の見直し、民間委託等を推進し、経費の節減・合理化を推進します。
- 適切な職員数により人件費の抑制に努めます。
- 指定管理者制度の導入や民間委託により経費の節減を図るとともに、民間のノウハウを生かした公共施設の効率的な運営管理を推進します。

(4) 財源の重点的・効率的な配分

- 実施計画に基づいて、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めるとともに、バランスシート※1の導入を進めます。
- コスト意識に基づいた事業の実施や投資効果、費用対効果に配慮した事業の導入・運営に努めます。

(5) 地方公営企業等の経営健全化

- 上水道・下水道など地方公営企業の健全経営に努めます。

まちづくり指標

指 標	前期基本計画 策定時現況値	現況値	前期基本計画 策定時目標値	目標値
	平成 22(2010) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
町税徴収率	95.23%	96.02%	95.50%	96.10%
経常収支比率	94.9%	96.6%	92.5%以下	90.0%以下
実質的な町民一人あたりの 地方債残高	16万円	11万円	15万円	10万円

※1 バランスシート：貸借対照表のこと。財務状況を明らかにするために作成される表で、資産と負債、資本を記入して両者を対照させるもの。

施策目標 2 社会の変化に対応できる行政運営を行う

現況と課題

本町は、平成13（2001）年、現庁舎を建設し、本町行政の拠点としての機能を発揮しています。

現在の行政体制は3部13課を基本として、別に会計課、教育委員会・議会・農業委員会・選挙管理委員会・監査委員事務局及び企業会計の水道課が設置されており、平成27（2015）年4月1日現在の職員数（特別職含む）は159人です。

平成の大合併が行われる中、本町は合併を選択せず、現在に至っています。時代が大きく変化し、見通しも不確定な中で、単独町制を堅持する基礎自治体として、行政経営能力を向上していくことが重要となっています。

本町は、平成23（2011）年度に「第4次行政改革大綱」を策定し、行政運営計画を当該大綱に位置付けました。

また、高度化・多様化する行政課題や様々な地域課題について、住民と行政が対等のパートナーとして課題を共有し、限りある経営資源の中で「選択と集中」を図りながら、持続的な発展ができるまちの実現を目指しており、行政運営や住民サービスに一定の成果をあげています。

しかし、行政経営システムの確立、組織力の強化に向けた職員の人材育成など、持続的な発展を見通した経営的な視点からの取り組みは引き続き取り組むべき課題であり、今後とも継続的に行政改革に取り組んでいくことが必要です。

また、地方分権がより一層進展することが予想され、地方分権の理念に基づいた執行体制の整備や職員の意識改革に取り組んでいくことが必要です。

本町は、ごみ処理、消防等各業務分野において広域的な取り組みを実施しています。

今後とも、住民の利便性の向上や行財政の効率化を図るよう、広域的な連携事業を推進していくことが必要です。

施策の方針

- 1 効率的な組織体制のもと、成果重視の行政経営システムの導入や電子自治体、民間活力の導入を推進し、柔軟で機動的な執行体制の整備による迅速で質の高いサービスを提供します。
- 2 職員のモチベーションを高め、住民とともにまちづくりに取り組む意欲ある職員の育成を進め、基礎自治体としての政策形成能力の向上を図ります。
- 3 周辺市町と連携した効率的な広域事業の推進、国・県との連携強化など、広域的な連携を推進します。

具体的施策

1 柔軟で機動的な執行体制を確立する

(1) 計画行政の推進

- 「第4次熊野町行政改革大綱」の見直しを行い、本計画をもって計画的な施策の推進、適正な進行管理を図ります。

(2) 効率的な組織体制の確立

- 意思決定や事務執行の迅速化・効率化に向けて、簡素・合理的な組織体制の確立を図るとともに、組織間の連携、総合調整能力などの強化に努めます。
- 地方分権や多様な住民ニーズに対応し、事務事業や執行体制の柔軟な見直しを図ります。
- 第4次熊野町定員適正化計画を策定し、限られた人材のなかで、引き続き行政改革に取り組みます。

(3) 行政経営システムの推進

- マネジメントサイクル^{※1}に基づいた効率的・効果的な成果を重視した行政経営の実現に努めます。

(4) 情報化による行政サービスの充実

- 庁内LANの整備を生かし、事務の簡素・効率化、情報の効率的かつ適正な管理など、セキュリティ対策の強化を図りつつ、行政の情報化を推進します。
- 基幹系システムにセキュリティや災害に強いクラウド方式を採用し、行政事務の安定を図ります。
- 電子申請入札、施設の予約など、情報化に対応した新たなサービスの導入を検討します。

2 モチベーション^{※2}が高く、力量のある職員を養成する

(1) 職員の適正配置

- 職員個々の能力・適性や事務事業の性格に応じた職員の適正配置を図ります。
- 職員の能力に応じた積極的な人材登用に努めます。

※1 マネジメントサイクル：目標を達成するために、計画→実施→評価→改善を繰り返す過程。

※2 モチベーション：人が一定の方向や目標に向かって行動し、それを維持する働きを意味し、「動機づけ」「やる気」とも呼ばれる。

(2) 人材の育成

- 人材育成基本方針に基づいて、地方分権に柔軟に対応できる職員の育成を図ります。
- 国・県等の各種職員研修への参加を充実し、職員の政策形成能力、調整能力、専門性などの向上に努めます。
- 組織の目的や価値観の共有を促進し、仕事に対するモチベーションを高めていくよう、職員間のコミュニケーションの活性化を促進します。

3 広域的な連携を推進する

(1) 広域事業の推進

- 広島広域都市圏の一員として周辺市町との連携を強化し、広域連携による一体的な発展を推進します。
- 連携中枢都市圏の連携協約に基づく施策などにより、広域行政を推進します。
- 住民の利便性の向上を図り、事業の効率化を進めていくため、環境など多様な分野における広域事業の円滑な運営に努めるとともに、新たな広域事業の実施について検討します。
- 権限強化に向け、関係市町と連携した取組みを推進します。

(2) 国・県との連携強化

- 国・県との連携を強化し、町勢発展のために必要とされる国・県の事業実施や、町が実施する事業の支援を国・県に要請します。
- 県との相互人事交流等を通じ、連携強化を引き続き推進します。

まちづくり指標

指 標	前期基本計画 策定時現況値	現況値	前期基本計画 策定時目標値	目標値
	平成 22(2010) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
町ホームページによる各種 申請書様式の取得可能件数	66件	95件	80件	105件

用語解説

【あ】

ADSL

Asymmetric Digital Subscriber Line（非対称デジタル加入者回線）の略。既存の電話回線を使ってインターネットへ接続する技術のこと。

ISDN

Integrated Services Digital Network（総合サービスデジタル通信）の略。1本の電話回線で、通常の音声通信、ファクシミリ、データ通信を統合して扱う技術のこと。

IT社会

ITはInformation Technology（情報通信技術）の略。社会の構造が、ITを軸とした産業・経済・文化に移行した社会のこと。

NPO

Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

UJIターン

Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

アクセス

接近、近づく方法。また、交通の便。

アンテナショップ

企業や自治体などが自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。

生きがい型農業

市民農園や家庭菜園など、生きがい（趣味、自給自足など）を目的として農作業を楽しむ農業のこと。

一時保育

保護者等の就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合、保護者の育児不安を解消し、負担を軽減するために児童を預かること。

インターネット

世界中のコンピューターと文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信ネットワークのこと。

インフォーマルなサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなど、温暖化を促進しているとされているガスのこと。

【か】

街区公園

都市公園のうち、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

回遊型観光地

点在する地域資源にテーマ性を持たせるなどして、魅力づけや結びつけを行い、各資源を回遊することのできる観光地。

環境保全型農業

環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。

感染症

ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状がでること。人から人にうつる伝染性の感染症のほかに、動物や昆虫から、あるいは傷口から感染する非伝染性の感染症も含まれる。

企業型農業

従来の家族型農業経営から株式会社もその形態に含めた農業生産法人として、企業的な経営を行う農業のこと。

義務的経費

国や地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費・扶助費・公債費から成る。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

熊野筆セレクトショップ

化粧筆、書筆、画筆を取り扱う熊野筆のオフィシャルショップのこと。熊野筆を取り扱う「熊野筆セレクトショップ本店」をフラッグシップ店とし、「広島店」「銀座店」「広島新幹線口店」の4店舗を展開。

熊野筆マイスタースクール

後継者を確保するために、素人や初心者の育成指導、従事者の指導研修、伝統工芸士級の技術者を養成するための技術、技法の継承及び向上のための研修のこと。

グローバリゼーション

経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模に拡大している現象のこと。

景観サポート団体

景観まちづくり活動を行っている住民団体やグループのこと。

経常収支比率

市町村税や普通交付税など自由に使える一般財源のうち、人件費や福祉にかかる扶助費、借金返済に充てる公債費など義務的性格の経費が占める割合。自治体が独自のインフラ整備などに自由に投資する余裕がどれだけあるかを示し、目安として70～80%が「適正」、90%以上は「硬直化している」とされる。

ケースワーカー

社会的に支援を必要とする人とその環境に働きかける専門家。

構造的な改革

経済・財政・行政・政治などの分野において、放置すれば必然的に発生する問題を解決し、これらの社会システムが本来もっている機能を十分に発揮できるようにする改革のこと。

コーポラス住宅

鉄筋コンクリートづくりの共同住宅。

小型浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理できる一般家庭浄化槽のこと。

こども園

就学前の子どもに教育を行う幼稚園と保育を行う保育所が一体となった施設。

ごみ3R

ごみを減らすための取り組み。3RとはReduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

コミュニティビジネス

地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待される。

コンパクト

小型で中味が充実していること。

【さ】

再興感染症

既知感染症で、発生数が減少し、公衆衛生上ほとんど問題にならなくなっていたが、近年再び出現、増加している感染症に対する総称のこと。結核・ペスト・狂犬病・ジフテリアなど。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体といえる。

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画法に基づき定める区域のこと。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき定める区域。この区域では、農林漁業施設や一定規模以上の計画的開発を除き、開発行為が制限される。

自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満、かつ農産物販売金額（過去1年間）が50万円未満の農家。

自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入が該当する。

自然共生社会

社会経済活動が自然に調和し、様々な自然とのふれあいの場や機会が確保された自然と人間が共生できる社会。

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。

シニア

上級者、年長者をいう。本計画では概ね60歳以上のものを想定。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら環境への負荷をできる限り低減させた社会。

初期～三次救急医療体制

初期救急医療は、外来診療によって救急医療を行う最も地域に密着した制度、「在宅当番医制」等によって行われる。二次救急医療は、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療、三次救急医療は、二次救急医療では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する医療。

ストリートファニチャー

道路や広場などに置かれる、ベンチ・案内板・水飲み場などの屋外装置物の総称。

スプロールの

都市が無秩序に拡大していく現象のこと。スプロールとはむやみに広がるといった意味。

生活交通

通勤や通学、通院、買い物など、日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群とされ、糖尿病、心臓病、高脂血症、脳卒中などが代表的。

成熟社会

諸種の制度や施設が整備され、精神的豊かさや生活の質を重視する安定的な状態にある社会。

製造品出荷額等

製造事業所の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。

セキュリティ

安全、保安。

セクシャル・ハラスメント

職場などで行われる性的嫌がらせ。

専業農家

世帯員に農業以外の仕事に従事する者がなく、農業収入だけで生計を立てている農家。

総合型地域スポーツクラブ

その地域に住んでいる人たちが、性別、年代、所属に関係なくいつでも気軽にスポーツや文化活動に参加できる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのこと。

ゾーニング

対象地域をいくつかの地域や地区に分割、区分すること。

ソフト・サービス化

経済の中で知識、情報、技術、企画、デザイン等のソフトな業務が重要な役割を占め、国内総生産において、第三次産業を中心に、サービスの占める割合が高まること。

【た】

第1種兼業農家

世帯員に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

第2種兼業農家

世帯員に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

太陽光発電システム

屋根などに太陽電池のパネルを設置して太陽の光を直接電力に変換して利用するシステム。

地域間競争

少子高齢化・人口減少社会のなかで、地域が持続的に発展していくよう、それぞれが創意と工夫をこらし、選ばれるまちとなるよう行う競争のこと。

地域空間

様々な要素から構成されるひとまとまりの場所・拡がりのこと。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。国は自治体に、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に整備を促している。

地域密着型サービス

認知症や一人暮らしの高齢者などの増加を考え、介護が必要な方が住み慣れた地域で安心した暮らしを続けることができるように地域の状況や特徴を生かしたサービスを提供する介護サービス。

地域リーダーやコーディネーター

地域で行われる様々な活動について、住民の先頭に立って主導したり、調整する人。

地区公園

都市公園のうち、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

地上デジタル放送

映像や音声をデジタル（状態を示す量を数値化して処理（取得、蓄積、加工、伝送など）を行う方式）情報に変換し、地上にある放送局から送信する放送方式。

低炭素社会

地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出を大幅に削減した社会。

デリバリー方式

業務委託した民間業者の調理場で給食を調理し、ランチボックスに盛り付け、配送ボックスに入れて、各学校の配膳室に配送する方式のこと。

道路構造物

切土や盛土等の土構造物、路盤、暗渠、橋、隧道（トンネル）、洞門、防護壁や防石ネット、保安装置など、道路に関する一切の構造物。

特別工業地区

特定の工業の利便増進を図り、又はその利便の増進を図りつつこれと調和した住居等の環境の保護を図るため、特定業種の工場等に係る用途制限の強化及び緩和、並びに建築物の構造等の制限を行う地区。

都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置した、都市公園法に定められる公園または緑地。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

ドメスティックバイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

土曜くまのっ子教室

子どもの安全で健やかな居場所を確保することを目的として、勉強やスポーツ・文化活動等を通じて、地域住民との交流活動を行う「放課後子ども教室」の取り組みのひとつ。

【な】

農業法人

農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社または株式会社の5種類の法人のうち、農地法上の要件を満たして、農地法上の特例（法人による農地等の権利取得等）が認められる農業生産法人と一般農業法人。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、共に地域の中で生活し、活動できる社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。

【は】

パークアンドバスライド

自家用車とバスを組み合わせたもので、自家用車で出発し、途中でバスに乗り換えて目的地まで移動する方式のこと。

ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害による被害を予測し、災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したもの。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等が意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続き。

バランスシート

貸借対照表のこと。財務状況を明らかにするために作成される表で、資産と負債、資本を記入して両者を対照させるもの。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁（バリア）や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除き、生活しやすくすること。

販売農家

経営耕地面積が30 a以上、または農産物販売金額（過去1年間）が50万円以上の農家。

光ファイバー

電気信号を光に変えて情報を伝達するケーブル。電磁波の影響を受けず、大容量のデータを長距離伝送できるのが特徴。

病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる制度のこと。

病後児保育

保護者の仕事や家族の都合で子どもの看病ができないという場合、病気回復期の児童を預かること。

広島圏都市計画区域

広島市、呉市、廿日市市、及び大竹市の一部、府中町、海田町、熊野町及び坂町の全域の都市計画区域で構成する広域的な都市計画の圏域。

広島都市圏

広島市を中心とした廿日市市、大竹市及び府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域をいう。このほか、広島市への通勤依存率が5%以上の連坦した範囲を広島都市圏という場合もある。

ひろしま森づくり事業

森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として、「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、放置され荒廃した人工林の再生、里山林の整備、間伐材利用対策、環境緑化対策、県民に対する森づくりの普及啓発を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

フォーラム

公開討論会のこと。

ブックスタート

赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけをつくり、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動。

ブランド

品質やデザイン、イメージ等の独自性を強調し、他と差別化を図ることによって知名度を高めたもの。

ブロードバンド環境

高速な通信回線のことで、一般的に光ファイバーやADSL等による接続環境をいう。

放課後子ども教室

次世代育成支援の観点から、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組みを推進する事業のこと。

ホームページ

インターネットを通してそれぞれの情報発信者が提示する画面。

ポケットパーク

住宅地、市街地内の小空間を利用して作られた小さな公園などの公共スペースのこと。

ポテンシャル

潜在的な能力。

【ま】

マイバッグ運動

買物に自分の袋をもっていき、レジ袋を使わないようにして環境負荷を減らそうという運動のこと。

まちなか居住

地域社会の活力の低下、商店街の衰退などに歯止めをかけるよう、まち（市街地）の中心部へ居住すること。

マネジメントサイクル

目標を達成するために、計画→実施→評価→改善を繰り返す過程。

ミュージアム

博物館、美術館。

メディアルーム

音響や映像装置などの情報を伝達する機器を備えた部屋。

モチベーション

人が一定の方向や目標に向かって行動し、それを維持する働きを意味し、「動機づけ」「やる気」とも呼ばれる。

【や】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人が利用することができるよう施設・製品を設計すること。

用途地域

市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度のこと。

【ら】

ライフスタイル

生活様式。衣食住をはじめ、行動様式や価値観まで含めていう。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

【わ】

ワークショップ

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

